

筑紫野市総合保健福祉センタートレーニング健康測定室及び 歩行訓練プール運動指導業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「筑紫野市総合保健福祉センタートレーニング健康測定室及び歩行訓練プール運動指導業務委託」の受託候補者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

(1) 業務名

筑紫野市総合保健福祉センタートレーニング健康測定室及び歩行訓練プール運動指導業務

(2) 業務場所

福岡県筑紫野市岡田3丁目11番地1 筑紫野市総合保健福祉センター「カミーリヤ」内
トレーニング健康測定室及び歩行訓練プール

(3) 業務内容

「筑紫野市総合保健福祉センタートレーニング健康測定室及び歩行訓練プール運動指導業務委託仕様書」のとおり。ただし、契約締結時における仕様書は、受託候補者として選定された事業者の提案内容等に応じて、軽微な修正を行う場合がある。

(4) 業務期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

3. 委託料上限額

金額の上限は、86,724千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。なお、年度別内訳は以下のとおりである。

（内訳）令和8年度委託料上限額	28,908千円
令和9年度委託料上限額	28,908千円
令和10年度委託料上限額	28,908千円

4. 実施形式

「公募型プロポーザル方式」による

5. スケジュール（予定）

項 目	日 程
(1) 公募開始	令和7年10月24日（金）
(2) 質問書の提出期間	令和7年10月24日（金）～10月30日（木）午後5時
(3) 質問書に対する回答	令和7年11月4日（火）
(4) 参加申込書の提出期間	令和7年10月24日（金）～11月7日（金）午後5時

項 目	日 程
(5) 企画提案書の提出期間	令和7年10月24日（金）～11月21日（金）午後3時
(6) プレゼンテーションの実施	令和7年11月28日（金）【予定】
(7) 審査結果通知の送付	令和7年12月上旬【予定】
(8) 契約締結	令和7年12月下旬【予定】

6. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、企画提案書の提出締切時点で、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく筑紫野市の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 筑紫野市指名停止等の措置に関する規則（平成24年筑紫野市規則第38号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 令和6・7年度筑紫野市競争入札参加資格有資格者名簿において、契約区分「物品・役務」、業種「健康指導」に搭載されている者であること。
- (4) 過去2年（24月）以上の同種業務の営業経歴を有する者であること。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次の（ア）から（キ）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - （ア）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - （イ）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - （ウ）暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - （エ）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団員又は暴力団員を利用している者
 - （オ）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - （カ）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

7. 質問書の提出・回答

本実施要領及び仕様書等に関する質問については、下記の方法等によるものとする。

(1) 提出方法

件名を「筑紫野市総合保健福祉センタートレーニング健康測定室及び歩行訓練プール運動指導業務に係る質問」とした電子メールに、質問書（様式第1号）を添付して「16. 問い合わせ先」あてに送信し、着信確認の電話連絡を行うこと。なお、電話又は口頭による質問及び質問書の提出期限以降の質問は、一切受け付けない。

(2) 提出期間

令和7年10月24日（金）～10月30日（木）午後5時まで

(3) 回答方法

競争上の地位その他利害を害するおそれがあるものを除き、令和7年11月4日（火）までに、質問書（様式第1号）に記載したメールアドレスあてに電子メールで回答する。また、市ホームページに回答を掲載し、本実施要領及び仕様書における追加又は修正事項とする。

8. 参加申込書等の提出

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要領、仕様書及び関係法令等の各規定を理解した上で、次の書類を各1部提出すること。

ア. 参加申込書（様式第2号）

イ. 誓約書（様式第3号）

ウ. 委任状（様式第4号）（本店が支店等に参加手続き等の委任を行う場合）

エ. 業務実績調書（様式第5号）

(2) 提出期間

令和7年10月24日（金）～11月7日（金）午後5時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。郵送の場合は（2）に記載する提出期限内に到着したもの限り受け付ける。なお、郵便事故等については、市はその責めを負わない。

(4) 提出先

「16. 問い合わせ先」に記載する担当窓口

9. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

上記8の参加申込書等を提出した者は、次の書類をアからカの順番に綴じた上で提出すること。

ア. 表紙（任意様式。「筑紫野市総合保健福祉センタートレーニング健康測定室及び歩行訓練プール運動指導業務企画提案書」と記載すること。）

イ. 目次（任意様式）

ウ. 企画提案書（任意様式）

エ. 見積書及び経費内訳（様式第6号）

単年度分及び3ヵ年合計分

見積書は経費内訳にその内訳金額を明記すること。

※経費の分担は次のとおりとする。

項目		受託者	市
人件費	職員給与等（直接人件費、間接人件費）	○	
使用料	コピー機及び印刷機の使用料		○
	電話・FAXの機器設置及び使用料	○	
役務費	公共料金（電気料・上下水道料・NHK受信料）		○
	損害賠償保険・傷害補償保険	○	
	郵便料	○	
需用費	施設の維持管理・修繕料		○
	備品修繕料		○
	施設清掃用備品及び消耗品費		○
管理運営費	管理運営、職員研修等に関する経費	○	
事務経費	事業報告書作成費、事業計画等に関する経費	○	

オ. 配置予定職員等名簿一覧表（任意様式）

雇用形態予定、主な職歴、現在の勤務先名・勤務形態等、実務経験年数（合計）、免許・資格を記載すること。

カ. 運動関連事業の事業実績（任意様式）

運動関連事業の実績があれば、概要を可能な限り詳細に記載すること。なお、参考資料等がある場合は、添付すること。

（2）提出書類の形式等

- ① 企画提案書は、A4版、両面印刷、長辺綴じとすること。また、A3用紙を使用しても良いが、この場合はA4版に折り込むこと。
- ② 印刷の色は、カラー、モノクロ問わない。
- ③ ページ下部中央に通しのページ番号を入れること。
- ④ 提出された書類に不備がある場合は無効とする。

（3）提出部数

10部（正本1部、副本9部）

（4）提出期間

令和7年10月24日（金）～11月21日（金）午後3時まで

（5）提出方法

持参又は郵送にて提出すること。郵送の場合は（4）に記載する提出期限内に到着したものに限

り受け付ける。なお、郵便事故等については、市はその責めを負わない。

(6) 提出先

「16. 問い合わせ先」に記載する担当窓口

10. プレゼンテーション審査

(1) プレゼンテーション実施日

令和7年11月28日(金)【予定】

(2) 実施場所

筑紫野市総合保健福祉センター「カミーリヤ」

(3) 出席者

一参加者あたり3名以内とする。

(4) 提案時間

一参加者あたり40分程度

(プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内、準備・片付け10分以内とする。)

(5) 留意事項

- ① 開始時刻等については、別途通知するものとする。なお、プレゼンテーションの順番は、参加申込書の受付順とする。
- ② 提出した企画提案書のみで提案を行うこと。その他、追加資料等を認めない。

11. 受託候補者の選考方法

審査の評価項目及び内容は次のとおりとする。

評価項目		着眼点
大分類	小分類	
1. 提案内容の 独自性・企画力	①事業目的の理解	事業の趣旨・目的を理解した上で、市が求める目標に沿った企画となっているか。 効果的かつ実行可能な企画であるか。
	②個別運動指導に 関する企画の提案	
	③集団運動指導に 関する企画の提案	
	④運動実践者を増やす ための企画の提案	
	⑤事業の評価・分析	効果的な事業運営を行う上での評価・分析の 視点及び方法が適切であるか。

評価項目		着眼点
大分類	小分類	
2. 人材の資質・充実度	⑥指導力レベル・充実度	指導者の人材は充実しているか。 指導経験豊富で適した人材を確保できるか。
	⑦研修・教育システム	
	⑧現場責任者の資質・指導力	運営管理能力・企画力に優れた人材か。
3. 実績	⑨運動事業部門の企業実績、市の運動事業推進を行う上での影響度	運動事業部門における企業実績で、評価すべき内容等があるか。
4. 価格の妥当性	⑩見積金額	

(1) 評価項目1～3までの内容については、企画提案書類の内容及びプレゼンテーション審査により採点を行う。なお、各項目の配点は公表しない。

(2) プレゼンテーション審査の点数に、評価項目4. 見積金額の点数を加算して評価を行う。

(3) 最高点の者が複数の場合は、次の順で選定するものとする。

- ① 評価項目のうち、「1. 提案内容の独自性・企画力」の得点が高い者
- ② 評価項目のうち、「2. 人材の資質・充実度」の得点が高い者
- ③ 評価項目のうち、「3. 実績」の得点が高い者

(4) 応募者が1者の場合においても採点を行う。

(5) 総合点の得点率が6割未満であった場合には、候補者として選定しない。全者において総合点の得点率が6割未満であった場合には、プロポーザルの手続きを中止するものとする。

(6) 選定された候補者が契約を締結しない場合には、次順位者を契約の候補者とする。

1 2. 審査結果の通知及び公表

(1) 通知方法

参加者全員に対し、参加申込書に記載された連絡先に文書にて通知する。

(2) 通知時期

令和7年12月上旬（予定）

(3) その他

審査の経緯、内容に関する問い合わせ及び審査結果に対する異議申し立て等は一切受け付けない。

1 3. 契約の締結

受託候補者を決定後、提案内容に基づき協議を行い、委託業務に係る仕様書の内容を確定させた上で契約を締結する。

14. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、その者を失格とする。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合。
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合、または提出書類に不備があった場合。
- ③ 実施要領で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合。
- ④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。
- ⑤ プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合。
- ⑥ 見積書の金額が「3. 委託料上限額」を超過した場合。
- ⑦ その他提案にあたり著しく信義に反する行為があった等、審査委員会の委員長が失格であると認めた場合。

15. その他

(1) 参加辞退の場合

書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（任意様式）を「16. 問い合わせ先」に提出すること。なお、既に提出された書類は返却しない。

(2) 提出書類

- ① 提案書の提出は、1者につき1案とする。
- ② 提出されたすべての書類は返却しない。また、提出後の差し替え及び追加、削除は認めない。
- ③ 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- ④ 本提案にかかる書類作成及び提出費用など、必要な経費は全て企画提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本プロポーザル方式に要した費用を本市に請求することはできない。

(3) 著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本市と契約に至った者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

16. 問い合わせ先

〒818-0013 福岡県筑紫野市岡田3丁目11-1

筑紫野市健康福祉部健康推進課（担当：松尾）

電話：092-920-8611 FAX：092-926-6006

電子メールアドレス：kenkou@city.chikushino.fukuoka.jp